

平成21年度第6回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成22年1月22日（金）
午前9時45分から正午まで
場所：宮城県行政庁舎 第二会議室

○司会

ただいまから、平成21年度第6回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。

本日は、西出委員、小林委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。なお本委員会は委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、成立することをご報告いたします。

なお、本日の委員会は公開されることとなっておりますが、本日は2名の方が傍聴されております。傍聴に当たりましては、受付時にお渡しいたしました、傍聴要領の記載事項を守っていただくようお願い申し上げます。

さらに、議事録についてでございますが、後日皆様に内容を確認させていただきまして、宮城県のホームページに公開することとしておりますので、御協力をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の今野から御挨拶申し上げます。

○あいさつ 環境生活部部长

おはようございます。環境生活部長、今野でございます。まだ1月中であり、今年初めてのお顔合わせということで、明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、昨年12月の委員の改選に当たりまして快くお引き受けをいただきまして、また登米市の布施市長さん、遠藤さん、若山さんと、御三方に初めて委員をお引き受けいただきました。どうかよろしくお願い申し上げます。また心からお礼を申し上げます。今日はお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

この委員会は、宮城県の民間非営利活動促進条例に基づいて、NPO活動の促進に関する基本計画の策定でありますとか、促進のための施策など、宮城県のNPO活動の基本的な事項について、調査、審議をお願いし、御意見をいただく場となっております。

特に、本県のNPO活動の促進に関する施策を総合的、計画的に行うということで、促進基本計画の見直しを、昨年度から熱心に御審議をいただいております。皆様の御意見によって、非常に素晴らしい内容に仕上がってきていると考えております。

2月から3月には、この計画についてパブリックコメントや説明会を実施する予定としております。本日は、その際にお示しする完成版として、最終的な御審議をいただくことに予定しております。どうか忌憚りの無い御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

県では、宮城の将来ビジョンを県民の皆様にお示しをいたしまして、様々な施策を推進しております。この将来ビジョンの実現のためには、県民の皆様を始めとして、民間企業、NPO等、様々な主体が力を発揮していただくことが必要だと考えております。どうか、2年の任期中、この委員会での審議を始めとして、県内でのNPO活動のいっそうの促進につつまして、各委員の皆様のお力添えを賜りますようお願いをいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○司会

本日は、改選後初めての委員会でございますので、お手元の促進委員会の委員名簿の順に、委員の皆様を御紹介申し上げます。

石井山竜平委員でございます。山田晴義委員でございます。布施孝尚委員でございます。小澤義春委員でございます。佐藤理絵委員でございます。成田由加里委員でございます。遠藤学委員でございます。大久保朝江委員でございます。加藤哲夫委員でございます。若山陽子委員でございます。

それから、事務局の職員を紹介申し上げます。ただいま挨拶をいたしました、環境生活部長の今野でございます。共同参画社会推進課長の増子でございます。同じく共同参画社会推進課（NPO・協働社会推進班長）の二階堂でございます。それから私は同じく共同参画社会推進課課長補佐をしております鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、新委員によりまず最初の委員会でございますので、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。会長、副会長選出までの間、共同参画社会推進課長の増子が進行役を務めさせていただきます。

○共同参画社会推進課長

それでは、私の方で進行させていただきたいと思います。

まず、本日お配りしております資料のうち、資料1を御覧ください。「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」を載せてございますが、その第16条でございます。促進委員会について定めておりますが、その第5項で会長、副会長については互選によって定めることとなっております。そのことから、互選をお願いしたいと思います。どなたか御提案がございましたらお願いしたいと思います。

はい。ただ今、大久保委員のほうから、これまでに引き続いて、会長につきましては山田委員、副会長については加藤委員をお願いしてはどうかという提案がございましたが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御賛同をいただきましたので、会長には山田委員、副会長には加藤委員ということでお願いしたいと思います。この会議につきましては、会長が議長ということになりますので、山田会長には大変恐縮ですが、会長席の方にお移りいただきたいと思います。副会長も副会長席の方をお願いいたします。

○司会

それでは、ただいま選出されました山田会長に一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山田会長 あいさつ

また御指名いただきました山田でございます。この委員会は、確か、平成12年からずっとやっておりまして、毎回同じような言い訳をして御挨拶をしているかと思いますが、今回、促進計画の見直し途中である、ということで御指名いただきましたので、引き続きやらせていただきたいと思います。

平成12年辺りで一緒に委員をされていた方は、大久保さんと今日御欠席の小林さんとそれから加藤さん、4分の1ほどが当初からずっとこれにかかわっておりますが、それ以外の方は新たな感覚でこの委員会に色々御意見をいただいておりますし、また、今回は3人の新しい方に委員になっていただいております。NPOもどんどんその位置付けであるとか、社会的役割が変化してきている部分がありますので、新しい感覚で御指摘、御意見をいただければと思っております。それでは、また2年間引き続きやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、山田会長に、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○山田会長

それでは、早速本日の委員会を始めさせていただきたいと思います。

次第はお手元にありますように、促進基本計画の見直しと報告事項になりますが、本日は大きく3つに分けて進めて行きたいと思っております。第1章、第2章が最初、それから第3章、最後に第4章、第5章というように進めて行きたいと思っております。それから、先程、今野部長さんからの挨拶にもございましたように、そろそろパブリックコメントに入っていく時期でございますし、今まで皆さんから沢山の御意見をいただき、かなり時間をかけて練ってまいりましたので、今日は是非、決着というところをお願いできればと思っております。もちろん必要な点に関しては、充分御意見を頂きつつ進めて行きたいと思っておりますが、是非今日はまとめの方向でよろしくお願いいたします。

それでは、まず第1章、第2章について、事務局に説明を頂きたいと思っております。

失礼しました。これに入ります前に、拠点部会の指名をしなればいけないというのがありましたので、そちらを先にさせていただきたいと思っております。事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局

事務局から説明をさせていただきます。県では、県が所有しております遊休施設をNPOに貸付をいたしまして、遊休財産の有効利用と、NPOの活動拠点の整備を推進するという事業を行っております。この事業に当たりまして、資料1の県の促進条例の第17条で、促進委員会の中に部会を置くことができるとされております。この遊休施設の有効利用の事業に関しましては、部会の方で審議をしているということでございます。具体的には資料2にございます、宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱の第5条でこの拠点部会の設置を決めているところです。この拠点部会の専決事項といたしましては、遊休施設の貸付候補団体の選定と、実際にお貸しした団体が行っている事業の実績の評価ということを御審議いただいております。

現在のこの事業の状況につきましては、資料5を御覧ください。1枚目に県内の地図がございまして、1号から6号までの、6施設ございます。これを各1団体ずつ、6団体に貸し付けて有効活用していただいているということでございます。

この部会に属すべき促進委員会の委員の方、それから部会の専属の委員の方につきましては、同じく促進条例の第17条第4項に基づき、会長から御指名いただくことになっております。資料4を御覧いただきたいのですが、これまで、本日御出席の石井山委員を始めとする、4名の方に御就任いただいております。昨年の11月30日で、その任期が一旦終了しておりますので、改めて会長から御指名が必要ということになっております。つきましては、資料4の右側になりますけれども、山田会長から部会委員の指名をしていただくとともに、部会に属すべき促進委員会の委員を御指名いただければと思いますので、よろしく願います。

○山田会長

はい。ありがとうございました。資料4を見ていただきたいと思いますが、拠点部会の委員の指名を会長からということでございます。この資料4の委員の皆様について、何か、皆さんの方から御意見がありましたら頂きたいと思いますが。

特にございませんでしょうか。それでは、事務局の提示されました候補どおり、部会委員として宗片さん、武田さん、伊藤さんを指名させていただくということと、部会に属すべき促進委員会の委員には石井山委員を指名させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、先程申し上げましたように、次第の6、議事にこれから入る訳ですが、その1の協議事項で、促進基本計画の見直し。①の第1章及び第2章について、御説明願います。

○事務局 第1章及び第2章の説明

それでは、事務局の方からの説明をさせていただきます。

まず初めに、資料の確認をさせていただきたいと思いますが。基本計画に関する資料ですが、まず、資料6として基本計画案となっております。それから、資料7として基本計画案の見え消しによる修正内容、資料8として現行の基本計画との新旧対照表案、そして、今回新たに、資料9としまして計画概要案をお示ししております。

それでは、基本計画の修正状況についての説明を行います。

初めに、変更に関する全体的な傾向でございますが、主に前回の御審議や御提出いただきました御意見に基づきまして、説明の追加や、章の内部での構成変更、表現修正などを行っております。

お時間があまりないことや、前回からの修正箇所のほとんどにつきましては、年末にご意見を依頼させていただいた時にお示ししていることなどから、主要な変更点を中心に、各章ごとの説明を行いますので、御了承願います。

それでは、第1章及び第2章における、修正内容について説明いたします。資料7を御覧ください。

追加部分につきましては、青色の下線で、削除部分については、赤色の取消線で表しております。

また、前回の御審議に出席いただきました委員の皆様には、年末から年始にかけて、短い期間で大変恐縮でしたが、資料をお示しして御意見をお願いしておりましたが、その際にお示した内容以降の変更部分につきましては、黄色のマーカーをしてございます。

なお、前回の資料同様に、同じ頁の中で、左側が1頁目、右側が2頁目という配置で印刷しており、

少々文字が小さくて申し訳ありませんが、御了承よろしく申し上げます。

(1) 第1章の説明

それでは、1頁目を御覧ください。

一番下ですが、「市民」の定義を脚注として移動しております。また、続けて米印の2として、「市民社会」の定義を新たに追加しております。内容につきましては、御多忙の中、加藤副会長から御意見をいただきまして、それをもとに、事務局案として作成したものです。加藤副会長ありがとうございました。なお、加藤副会長から御提示いただきました内容から少々変更しておりますので、御審議をお願いします。

次に、2頁目の上の削除されている部分ですが、これも脚注として3頁目へ移動しております。仕上がりとしては、資料6の計画本体の2頁目の下の方に位置している形となっております。

申し訳ありませんが、ここで、文言の追加訂正をお願いしたいと思います。修正時に失念してしまったものです。2頁の真ん中の「NPOは、特定の社会問題の解決を団体の使命（ミッション）とし」という箇所ですが、「特定の社会問題の解決」の次に、「及び社会的価値の創出」と追加願います。もう一度説明します。「特定の社会問題の解決」の次に、「及び社会的価値の創出」と追加してください。これは、前回の御審議において御指示があったものでした。申し訳ございませんでした。

続きまして、この2頁の下の「2 NPOを取り巻く情勢」ですが、もとは、(1)から(5)まで並列的に記載していたところでございまして、前回の御審議で、最初に「新たな公共の担い手の広がり」を、次に「制度等の対応変化」、3つ目に「課題」といったようなストーリーを持たせて記載した方がよいとの御意見をいただいたところです。

そこで、(1)としまして、「公共サービスの担い手の広がり」、(2)で「公共サービスの提供に関する新たな仕組みの整備」、(3)に「行政のあり方に関する環境の変化と課題」として提案してございまして、御審議よろしく申し上げます。

次に、5頁をお開きください。

真ん中より少し上に位置しております、「ホ」につきまして、ここは、宮城県のNPOの現状と課題のうち、前回の御審議におきまして、市民活動に関する動きについてもできれば記載があった方がいいのではないかと御指示がありましたことから、5年前の実態調査と比較した中で推測できる動きについて、新たに加えてみたものです。

内容としましては、2点でして、一つ目が情報公開を行っているNPOが増加してきたと考えられるということ、二つ目としてNPO活動に取り組む市民が増加していると推測できること、を記載しております。

次に、この5頁の一番下から始まっております「宮城県の施策の現状と課題」についてですが、前回の御審議で御指摘のありました3つのことを意識して修正を加えております。

一つ目が、現状として8つの事業を提示しているにもかかわらず、課題については3つしか記載がなかったということから、全ての事業に対する課題等を記載するというございまして。

二つ目は、まず調査結果からわかることを述べ、そこから考えられる課題という順序で記載する、ということございまして。

三つ目は第3章の3項の「基本計画の見直しの視点」へと繋がるように項目を並び替えること、この3つの提案を念頭に整理、修正しております。

その結果、以前までは、「イ 現状」「ロ 課題」として、別に説明してございましたが、事業ごとに現状と課題を記載することとしたため、8頁の「ロ 課題」の部分全てを削除してございまして。

また、中身としましては、「みやぎNPOプラザ」、「みやぎNPO夢ファンド事業」、「NPOとの協働」これがもともと「ロ 課題」のところのございまして、それ以外の事業については、新たに課題等を記載したのになっております。

以上で第1章の説明を終了し、第2章の説明に入ります。12頁をお開きください。

(2) 第2章の説明

「2 NPOに期待される社会的役割と可能性」でございまして、前回の御審議でたくさんの御意見をいただいたところございまして。主に、「焦点がわかりづらい」、「ストーリー性やもう少し哲学を持たせてはどうか」、「NPOには、社会参加機会の提供と、そのことによる社会変革的役割や市民性の醸成

などの役割もある」というお話がございました。

そこで、(1)に、社会参加とそのことによる社会変革に関する内容を、(2)に市民性を育む機能を、(3)に市民セクターの中心的存在として、(4)に結び手としての役割、(5)にNPOを支援するNPO、という構成としまして、(3)の市民セクターの中心的存在という役割の中に、「シンクタンク」それから「公共サービスの担い手とパートナー」という内容を含めて整理してございます。

なお、NPOには「市民の国際貢献活動」に関する役割もあるという御意見もいただいております、この中に含めるべく私なり勉強して何度か構成し直すなど努力したところでしたが、ストーリー性を重視した場合に少々浮いてしまう印象があり、結果として割愛させていただきました。私の文才が乏しいこともございまして、大変恐縮でございますが、御理解をお願いいたします。

また、ここでは、「市民セクター」の定義につきまして、脚注として新たに加えております。この定義も、加藤副会長さんから御意見をいただきまして、それをもとに、事務局案として作成したものとなっております。ここにつきましても、加藤副会長から御提示いただいた内容から少々変更してございますので、御審議をお願いします。なお、仕上がりとしましては、資料6の計画本体の9頁となっておりますので、御参考に願います。

以上で、第2章の説明を終わります。

前回の御審議での御意見に基づき、今の説明で省略させていただいた修正等もございまして、お気づきの点がありましたら、よろしく御意見いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。それでは第1章と第2章につきまして、修正箇所等を中心に、御意見を頂きたいと思っております。どうぞ第1章、第2章、どこからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○加藤副会長

一言だけです。5頁の真ん中の「ホ」のところ、団体の調査について、抽出云々というところがありまして、数が増えたというところは、情報公開を行っているNPOが増えたと窺える、と書いてあるのですが、微妙なところで、情報公開という言葉で行くのはちょっと苦しいかなと。一つは発信をしているNPOが増えたのかなということ、存在自体が増えたのかなということで、把握される量、全体が増えたという風に考える程度で、ここは良いのではないかなという気がいたしました。発信とか実数自体が増えると把握される率もやはり高くなると思うので、その二つかなという気がします。

全体的には、構成を変えていただいて、ストーリーとかを含めて大変判りやすくなったのではないかと思います、御苦労様ございました。

もう一つだけ、先程最後におっしゃってました、12、13頁辺りの、期待される社会的役割と可能性のところ、国際交流貢献みたいところが抜けたというお話があったのですが、もし可能ならば、市民セクターあるいはNPOの役割の中で、環境問題も含めてですが、地球市民とか、国境を越えて世界がつながる時代に、市民が市民同士でつながる役割というのがかなり大きいので、項目としてはもう一項、(1)や(2)の+αで入れていただいて、単なる国際的な交流、貢献を越えて、地球市民という立場での、NPOの果たす役割が大きくなったということ、入れられた方がいいのではないかと。全然無いと、やはりつらいような感じがするんです。

○山田会長

はい、ありがとうございました。まず5頁の情報発信をするNPOが増えたという辺りを、もう少し表現をやわらかくしていただくということ、先程御説明にありました国際性の問題で、加藤副委員長の御発言ですと、地球市民、環境、国境を越えた、というキーワードが入っておりますが、そういうことで項目を一つ足していただいたらどうかということですが、これはいかがでしょうか。足していただくという方向で、前から御意見も出ていましたので、検討していただくということよろしいですか。

○大久保委員

今の加藤さんのお話は、一項目立てるのではなくて、例えば市民セクターの役割とかのところに入れ

込むというのでしょうか。一項目立てるに当たって、なかなか情報共有されてない部分もあるので、どうなのでしょう。(2) ですかね。

○山田会長

12頁の(2)のところに入れたらどうか。これはタイトルを変えないで、「また、」という形でつなげていきますかね。タイトルが少し弱いですかね。

これは事務局に、少し頑張ってくださいますか。

今の2点で、何か他の御意見等ありましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、先程の5頁の方は了解いただきました。12頁の(2)のところ、今の国際性の問題を少し入れていただくということをお願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。また最後まで行きまして、時間がありましたら、再度お気づきの点を御指摘いただきたいと思います。

本当はここら辺りで休憩かと思っていたのですが、だいぶ早く動いておりますので、第3章に参りましょうか。では、第3章の御説明をいただきたいと思います。

○事務局 第3章の説明

それでは、第3章につきまして説明をさせていただきます。16頁をお開きください。

第3章も、前回の御審議におきまして、たくさんの御意見をいただいたところです。

まず、「3 基本計画の見直しの視点」ですが、「5 基本方針と施策の柱」との整合性がわかりにくいとの御意見がございましたので、「(1) NPO活動を促進する体制のさらなる充実が必要」という部分を新たに加えて、基本方針1の施策の柱1であります「NPO活動の促進体制の整備」に対応させてございます。それから、「NPOが自立した活動を継続していくための取り組みが必要」という部分について、(5)から(2)へと移動しております。基本方針と施策の柱の並びと同じような並びに入れ替えたというものでございます。

次に、18頁の「基本理念」でございしますが、前回の御審議におきまして、御発言のありましたキーワードをもとに作成させていただきました。「NPOと多様な主体との相互の信頼と協働により共に支え合う市民社会の実現」と、事務局案を提案させていただいております。御審議をお願いします。

続いて、「5 基本方針と施策の柱」ですが、大きく修正してございます。

前回、「6 施策推進の方向性」について、「5 基本方針と施策の柱」と統合した方がいいのではないかと御意見をいただきました。また、次の第4章でいただいた御意見でしたが、計画の表現として、「〇〇をします。その結果、〇〇となります」とした方が、意気込みが感じられる計画になるのではないかと御意見をいただきました。これらのことを念頭に置きながら、構成や表現などを工夫いたしました。

具体的には、例えば、基本方針の中の「1 NPO活動の促進」の施策の柱1では、以前は「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」としておりましたが、今回は、「NPO活動の促進に関する体制を整備します」といった表現に修正いたしました。

そして、その内容については、19頁の(1)の「イ 施策の柱1」の方になりますが、そこでも、「〇〇します。このことにより、〇〇できます」という表現に変更しております。また、「このことにより」以降の内容につきましては、20頁の下から削除しております「6 施策推進の方向性」に記載していた内容も含めながら、施策による効果や目指している結果が何であるのかを記載した形といたしました。

その他の施策の柱につきましても、このような構成に修正したものでございます。

なお、前回の御審議におきまして、「1 NPO活動の促進」の施策の柱1と2の順番について、NPOの自立促進は体制整備より大事であるから、逆にした方がよいのではないかと御意見もございました。

NPOの自立はNPOにとっても、そして行政側にとっても重要な課題であると認識しているところですが、実態調査結果等から、まだ、基盤整備の分野においても不足している状況が見受けられるのではないかと考えまして、もうしばらく、体制整備に力を入れる必要があるかもしれない、と整理いたしまして、今回の計画の見直しの段階では、現状の順番とさせていただきます、例えば次回の計画におきまし

て、またあらためて検討させていただくということで整理してみたところでございます。このあたりにつきましても御審議をお願いします。

第3章の主な修正点につきましては以上でございます。よろしく御審議願います。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

第3章については、内容というよりは語りかけ方を変えた、というようなところが中心だと思います。それから、並べ方を判りやすく整理していただいたというところだと思いますが、どうぞ御意見、御指摘をいただきたいと思います。

新たに加わっていただいた委員の皆さんからも、フレッシュな感覚で御質問等いただければと思います。

第3章につきまして、よろしいでしょうか。

○加藤副会長

基本理念のところの一つ前の文章ですけれども、新たに書き加えられた「主体として」というところがありますよね。「社会全体がNPO活動を支え、促進するとともに、NPOと行政、企業等の多様な主体が、それぞれの社会的な意義と役割を尊重しながら主体として対等な立場で…」となっているんですけど、ちょっとわかりにくい、微妙な感じですね。これで何を言いたいのかな、というのがちょっと悩ましい。読んだ瞬間そう思ったんですが、いかがでしょうか。

○事務局

説明させていただきます。実は前回の御審議の中で、この「対等な立場で」という部分について、なにをもって対等な立場とするのか、というお話がございました。ここも大変悩んだところですが、何をもち、というものを具体的に表すことができなかつたので、主体としての対等な立場というところを強調することで整理させていただいたのですが、文章上、二重の形になってしまい、むしろいらなかつたかもしれません。これはよろければ削除したいと思います。

○山田会長

18頁の「4 この計画における基本理念」の2行目、「主体として」というのを入れていただいたのですが、かえってわかりにくいということで、削除していただくということでよろしいですか。

そのあとの基本理念も、ちょっと長くなりましたがよろしいですか。

○佐藤委員

関連して、この基本理念のところで主語がはっきりしない気がします。「NPOと多様な主体が相互の信頼と協働により共に支えあう」なのか、それともこの「協働により市民が共に支えあう社会の実現」というようにするのか、主語をはっきりした方が、もっと明快になるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○山田会長

はい、そうですね。なんだかこれを読んでいて、ちょっと…。

○事務局

今の御意見、佐藤委員から御提示いただいていたところでもございました。

事務局でも、いろいろ考えてみましたが、長くなってしまうなど難しいところもございましたために、これまで「支えあう社会の実現」としていたところを、主語的な意味を含め「市民社会」と今回直したものでございます。ただ、どのようにすればいいのか、皆様で御審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

○山田会長

はい。他にあまり御意見もないようですので、これに時間をかけたいと思います。

こういう風にしたらもう少しすっきりするのではないかと、というのを御提示いただけたらと思います。佐藤委員、今の話からすると、どうしたら良いですか。

○佐藤委員

「NPOと多様な主体との…」のところの「との」を「が」に直して、「NPOと多様な主体が相互の信頼と協働により共に支えあう市民社会の実現」というのではいかがでしょうか。

○山田会長

そうですね。その方が、主語がはっきりと出てきますね。

今、佐藤委員から「との」を「が」に直すともう少しすっきりするのではないかと指摘ですが、よろしいですか。

それでは、これはもうこの場で決着させていただきます。今、申し上げたような形で修正していただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ちょっと早いですが、一度ここで休憩を10分ほど取って、40分から再開させていただきます。

(休憩)

それでは、お揃いのようなので、先に進めさせていただきます。どうぞ。

○石井山委員

9頁の「NPOに期待される社会的役割と可能性」について、先程加藤委員から国際性に関しての御指摘をいただきましたが、そのことについて考えていたんですね。

僕も入れた方がいいとは思いますが、(2)の位置にあるべきなのか、どこが一番ふさわしいかと考えていました。それと合わせて、(1)から(5)というものが、項目を見ると内容的に大分かぶって見えるものですから、そこをどういう形で考えていけば良いのか考えていたんです。

どうも(1)と(2)に関しては、内容的に大分かぶっていると今になっては思います。つまり(1)と(2)は、住民にとっての社会参加の機会を広げ、その市民性を育む、という文脈、(3)公共主体としての存在感をどういう形で作っていくのかという話、それから(4)、僕は国際性に関わる問題は(4)の位置が良いのではないかと考えておりました、つまり、例えば人権の問題であったりとか、環境の問題であったりとか、一つのエリアに限定せずに、国際的な繋がりの中で解決していくというような事業体が出てきているということが、最近のNPOの特徴ではないかと考えておりました、(4)や(5)というのは、そういう新たな公共主体、新たな社会参加の装置として、国際的な広がりを持ったネットワークを持っているという特徴をさしているということで、(4)の位置に入れていくのはどうなのかと思っています。

場合によっては、(1)と(2)は一緒でも良いのではないかと、「社会参加機会を拡大しつつ、市民性を育むNPO」、とか、(3)の部分にしても、(1)や(2)の部分と若干差異をつけるためにも、「第3の公共主体としての役割と期待」とか、そういう形で、それぞれの項目が独立している意味が際立ってくるような表現に変えてもいいのかなと。この段階で文言を大幅に変更するのは躊躇していたんですけども、折角加藤委員が国際性というところでの組み込みを提案していただいているのなら、それと合わせて、もう少し整理できる余地があるかな、と思っていました。

○山田会長

ありがとうございました。

9ページの方が見やすいかと思いますが、資料6でご覧いただきたいと思いますが、まず(1)と(2)を一つに整理したらどうかということで、タイトルとしては、「社会参加機会の拡大と市民社会を育む社会的機能としてのNPO」。ちょっと長いかもしれませんが、少し整理はされるとしても、そういう方向でこの二つを合体したらどうかということ。それから(3)の「市民セクターの中心的存在とし

てのNPO」のところに、「第3の公共主体としての」という文言がどこかに入れられないかという御指摘、それから先程の加藤委員の御発言と関連して、(4)の「結び手としてのNPO」の中に、「国際的な繋がり」というキーワードを入れて、ここで国際性の話を盛り込んだらどうかという御提案ですけど、いかがでしょうか。

よろしいですか。では皆様から御異存が無ければ、そういう形で整理をしていただきます。

(1)と(2)を合体、(3)に先程申し上げたキーワードを入れていただく、(4)についても国際性というキーワードをこの中で表現していただく、ということをお願いをしたいと思います。

それでは第4章、第5章に入らせていただいてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○事務局 第4章及び第5章の説明

(1) 第4章の説明

まず、第4章を説明したいと思います。資料7の23頁をお開きください。

提出いただきました御意見の中で「場の提供機能」ですが、みやぎNPOプラザの機能の柱というべき役目は終えており、むしろ市町村や圏域でのNPO支援機能の補完といえますか、県全体への広域的な取り組みとしての機能が重要なのではないかという内容のものがございました。

そこで「場の提供機能」は、これまでの「基盤整備機能」の中に含めまして、新たに地域連携機能も含めた「広域的促進機能」という形で提示させていただきましたので、御審議をよろしくお願いいたします。

次に、27頁をお開きください。「二 市町村への協力・支援」の「②情報提供等」ですが、前回、市町村への協力・支援として、県の持つノウハウの提供も含めるべきではないかとの御意見がございましたことから、その内容を青の下線部分となりますが、新たに加えてございます。

第4章の主な修正部分の説明は以上です。

(2) 第5章の説明

続きまして、第5章について説明いたします。29頁をお開き願います。

第5章につきましては、庁内会議や地方機関、職員研修の充実等に関する御意見をいただいたところでございます。そのことから、説明を加えた形にしてございます。

なお、前回の御審議で、施策と事業につきまして、現行の計画との違いがわかる一覧表の掲載を御提案いただきました。ただ、資料8に新旧対照表がございまして、この御審議ではあまり活用する機会がなかったものですが、現行の計画との比較を作成することになりますと、ほとんどこの資料8と同様の内容となりますことから、省略させていただきたいと思っております。御理解のほどをお願いします。

次に、市町村への協力支援という文において、大事な活動をしているNPOが、正当な評価を得られるような仕掛けなどの戦略的な部分が必要ではないかとの御提案をいただいております。それから、職員研修につきましては、特にNPOの活動現場への参加や体験などによる研修の必要性について御意見がありました。

両方ともにNPO活動の理解を引き出して、次の展開へ結びつけるための施策として、効果的かつ重要な御提案であると考えてございます。しかしながら、両者ともに事業の具体的な内容に入り込んでいる部分がございます。庁内や市町村などとの調整や予算の確保、各種県の施策との整合性に関する整理など、その実施を、責任を持って明確に計画化するということは、今のこの計画策定の段階では困難な部分もございまして、できれば、この計画では、方向性や理念として提示しながら、実際の事業化におきまして柔軟に対応できるような作りとさせていただけないかと考えたところでございます。

そこで、まず、(3)NPO活動促進庁内連絡調整会議等の開催におきまして、30頁の上から3行目からとなりますが、「県庁内の関係各課との連絡や調整、協議を行う体制の整備など状況に応じて効果的な対応ができるように」という表現を加えており、また、(6)職員への研修の実施では、「NPOとの交流など実践的なメニューを取り入れた職員研修」という表現としながら、さらに、4の基本計画の見直しの最後に「なお、この基本計画に基づく事業については、状況に応じて適宜見直しを行いながら、NPO活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。」という文章を新たに追加したところでございます。御理解の上、御審議いただければと思っております。

第5章の主な修正内容につきましては、以上です。

なお、協議のはじめに紹介いたしました。今回新たに資料9としまして、基本計画の概要版をお示ししてございます。この概要版は、35頁に及ぶ基本計画本体を熟読しなくても、A3に印刷した4頁

程度の形で内容の全体像が掴めるようにと意識して作成してみました。今後予定しておりますパブリックコメントや意見交換会、関係者や関係団体などへの説明する際の資料として活用したいと考えておりますので、これにつきましても、よろしく御審議いただければと思います。

○山田会長

ありがとうございました。それではまず第4章と第5章について御意見をいただいて、全体のまとめの方向を確認させていただいた上で、最後に、今お話ありました資料9につきましても、御審議をいただくことにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

第4章と第5章ですが、第4章につきましては、23頁の「場の提供機能」について整理をしていただきました。これは当初から議論があったところで、場の提供については、基本的には市町村が行うべきで、プラザとしてはどういう役割を果たすべきかという議論を思い起こしながら、修正をしていただいたと思います。そのあとは、庁内における横断的な関係であるとか、職員のNPOとの関わりという辺りが御議論の中心だったかと思います。このように手を入れていただきましたので、御検討をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小澤委員

趣旨については分かりますが、表現といいますか、24頁の「(口)広域的促進機能」のところですけども、その2行目「各圏域において、NPO活動に関する著名な教授陣等によるセミナーや実践的学習機会の提供」と、言おうとしていることは分かるんですが、これだと著名な教授陣によるということが目的だと読み取れてしまうので、NPO活動に関する推進とか、支援に繋がるとか、目的を明確にした方がいいと思います。

○山田会長

この表現は、いきなり調子が変わったように聞こえますので、今の御指摘のとおりに入れていただければと思います。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

○成田委員

言葉の関係で大変恐縮ですが、「場」の提供機能の「場」という言葉です。この「場」というのは、NPO関係者には共通した認識でよろしいのか引っかけっております。活動場所とか活動拠点とした方が、基本計画上では馴染むのかなという印象を受けました。御検討よろしくお願いします。

○山田会長

単なる場所という意味ではなくて、活動拠点というような意味を入れた方がよろしいのではないかと。

○成田委員

一般的な市民、県民からすると、「場」というのは、ある意味業界用語のような印象を受けたんですけども。私の認識が間違っていれば、そのように御指摘いただいて結構でございます。

○山田会長

どうでしょう。

活動拠点の方がいいですかね。これは活動拠点にさせていただきますか。遊休施設の方ではそういう言葉が使われていますので。言葉の表現は、少し変えていただくということでお願いします。

他にはいかがでしょうか。

30頁右上の県庁内の連絡調整機能のお話であるとか、あるいは真ん中の(6)の職員への研修の実施について、庁内での状況を勘案していただきながら、苦勞して文言を入れていただいたようですが、こういう表現でよろしいでしょうか。

○小澤委員

この基本計画は、何年ごとの見直しでしたでしょうか。その際に、例えばこの29頁の2「県庁内に

おけるNPO活動の推進体制」の(1)の「将来ビジョン」ですけれども、変な話ですが、トップが変わればビジョンが変わることになるわけで、5年の計画の中に今のビジョンを書き込むというのは、いかがなものでしょうか。ビジョンが変わったら見直すとか、影響を受けると思っていればいいのか、そのところはどうか考えればいいでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりであると思います。

こちらには(1)として将来ビジョン、(2)として行政改革プログラムとなっております。確かにそのとおりでございます、ビジョンとプログラムがリンクされた計画という形で御提案するののも一つございまして、どちらを優先させるのかという点と、ビジョンが変わった場合、この計画を変更するのかという点もあるかと思えます。これまでの状況としましては、ビジョンとプログラムを大事にした中での基本計画の方向性というものをお示しする、それで5年間やってみましょうとしてきたところでございます。そこにつきましては、御提案等ございましたら、どうすればいいかも含めて、検討していく事項かなと思っています。ありがとうございます。

○山田会長

このビジョンはあと4年ですか？

○事務局(班長)

将来ビジョンにつきましては、10年で考えているのですが、最初3年の計画が平成21年度まで、平成22年度から第二期として4年が始まります。そして最後が3年、3・4・3と行きます。ちょうど平成22年度が、第二期目のスタートに当たるところで、タイミングが大変いいのかなという感じはします。

○山田会長

するとまあ、少なくとも4年間は整合しているというか、このビジョンにのっかって、この促進計画も動いていくという考え方でいいですかね。最後の一年あたりが若干どうなるか、という不安があるわけですが。

従来からも県の計画に即して、これを受け止めるという形で促進計画を作っていたということではいかがということですね。いかがでしょうか。

途中で変わるということは、世の中色々あるかと思いますが、これはしきたりにのっかって、ということでもよろしいですか。では、そのようにお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

○遠藤委員

質問ですけど、宮城県県庁内という表現だと、これは本庁内だけですか。地方の事務所も含むんですか。

○事務局

お答えします。県庁内という表現の場合は、地方機関も含まれる形になります。ちょっと分かりづらくないかもしれません。

○山田会長

よろしいですか。どうぞ他にありましたら。

○大久保委員

29下の(3)の「NPO活動促進庁内連絡調整会議等の開催」のところですが、「庁内連絡調整会議やその幹事会の開催をはじめ、パートナーシップ推進員による活動の充実に努め」と書いてありますが、この活動というのはこれまではあったことなんでしょうか。このパートナーシップ推進員による活動というのはどういうことを指しているのか、要するに、ここが何を目指しているのかが見えて

こないで、お伺いしたいと思います。

○事務局（班長）

まず、現状ですけれども、パートナーシップ推進員は各部局の主管課の課長補佐にお願いしています。年に一回あるいは二回、その方々に集まっていただいて、NPO推進事業について、その実績を報告しています。それと、今後協働できる事業について、発掘などお願いしますというような呼びかけをしております。

○大久保委員

そうすると、今後、それ以外の活動が入ってくるのかどうかを念頭に置いているのか聞きたいんですけれども、それからもう一つ、これは期待になるんですが、協議会の方々、パートナーシップ推進委員の方々が、行政では異動でしょっちゅう変わるというのは普通だと思いますけれども、10年経ってもまだNPOへの理解が進まないというのは、調査結果でも出ているところですので、一番最初にNPOに対してのパートナーシップを組むに当たっての学びをどこかで入れていかないと、いきなり会議をしても、根底となる価値観が共有できないんじゃないかと思うんですね。ガイドラインというのは、システム上決まったことではあるのですが、それをどう判断するかというのは価値観に関わってくることなので、調整会議に臨むに当たっての取り組みというのがそこに盛り込まれて欲しい、というのが一つの期待なんです。次の「活動」というのが、やはりよく見えてこないところなので、書いた限りは何か出てくるのかな、と今後の期待も込めながらお聞きしたいと思います。

○山田会長

この連絡調整会議等に携わる皆様の理解、認識、その辺りの浸透、というのでしょうか。そういったものを期待したいという気持ち、それをどこかに入れられるかということもありますけれども、いかがですか。

○事務局（鈴木総括）

ご質問のパートナーシップ推進委員等は各部局にありますが、NPOとの協働のためのマニュアルやNPO向けの特別な契約システム、ガイドラインを説明して、理解をいただいています。

NPOの皆様が残念に思っているのは、どうしても県の契約だと、他の団体との競争がありますから、NPOの理解の上ということになると、そこまではうまくいっていないのが実情かと思えます。しかしながら、NPO推進事業発注ガイドライン等の説明やワンツーワンを発行の都度、推進員に配布して、NPOに対する理解を推進しているという現状です。あとは研修会等に参加いただくということで、NPOの理解に協力を呼びかけている次第でございます。

○大久保委員

やはりですね、庁内連絡会議に出ている中ではパートナーシップ推進員の方が一番近くになると思うんですけれども、その方々が、消極的に情報が入るという体制よりは、一番最初のときに、基本、NPOとはこういうものだという学びの場を強制的に作らないと、県庁内で確実に学ぶ機会を設けているとは言えないんですね。ですので、パートナーシップ推進員という名前が付いているからには、この活動と学びは欠かせないものではないかと思うので、是非それは入れていただきたいと思えます。現実的に、プラザで開催してもなかなかいらないので、それは強制的に会議で集まったときなど学びの場を設定する必要があるのではないかと思います。

○山田会長

そうしますとどうでしょう。「活動の充実」という文言の中に、今、鈴木さんがおっしゃったような内容が込められているという解釈ですね、県庁としては。それでいかがかということです。

○事務局（班長）

単に会議を開催するだけではなく、ちゃんと理解が進むように、これからはあり方をしっかりと考えて開催していきたいと思えます。よろしくお願います。

○山田会長

その気持ちはこの「活動の充実」に含まれているということでもいいですか。何か提案がありますか。

○事務局（増子課長）

私の方からお話をさせていただきたいと思います。パートナーシップ推進員は、各部局の主管課の課長補佐になってもらっている訳ですが、パートナーシップ推進員については、属人的にNPOに造詣が深いからやってもらっているという訳ではなく、あくまで実際に事業をするのは各部な訳ですから、各部の取りまとめをやっているポストにある方に、この職についてもらっているというところでございます。

確かに御指摘のとおり、人事異動がありますし、NPOについて知識が充分でない人である場合も当然ありうる話でございます。その辺については、我々も今後会議の進め方、情報の出し方、情報のもらい方、そういったところを工夫しながら進めて参りたいと思います。

○布施委員

私も、事務局と同じような立場の人間としてお話をしますが、パートナーシップ推進員になった人、その経験が次に広がる、種になる。例えば、この事務局の職員の皆さんが異動したときに、そのような物事に対する啓蒙を広めるための種になる。それが一番大事なことです。

10年間やってきてどうなんですかね、というのが大久保委員さんからの御指摘だと思います。そのとき仕事をするだけでなく、いかに次につなげていくかが、本当に必要なことであり、お話を聞いて私自身も肝に銘じ、そのことを職員に伝えていきたいと思っております。

そういった意味では、今までそれがうまく機能していなかったのではないかと、というようなことがアンケートの中からも出てきているのではないかと思います。この部分をやはりいかにつなげていくのか、ということのを是非お願いを申し上げたいと思います。

私の自戒の念も込めて、意見を述べさせていただきました。

○山田会長

どうでしょうか。無理やり入れるとすれば、「活動の充実に努め」の前後辺りに、単語を入れることは…。

課としてはどうですか。今の認識とか理解とか、そういった単語を一つ入れられるかといった辺りはどうされますか。

○事務局

まさに今回、「活動の充実に努める」と新たに入れたことそのものが、もう少し頑張りたいという意思を示したものです。ですから、この中に「理解を深めると共に」という言葉も入れながら、もう一歩もう二歩踏み込んだ意気込みという形で示させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○大久保委員

県庁で職員が確実に学ぶ機会を設けるというのはとても大事なことで、今まではこのように掲げても、きちんと研修が設定されていなかったのも、まずパートナーシップ推進員と名前のついた人が、一年に一回はそういった価値観を学ぶ機会を作って欲しいというのが願いです。その中に文言が入っているからこそ、必ずやるという方向につないでいただければいいと思います。

○加藤副会長

今のはそういう方向でいくといいと思うんですが、ちょっと話題提供とセットで申し上げると、今言われたようになった後のことが非常に大事なことです。大分県さんでは、同じような制度を取っていますが、年に一度、外から人を入れた研修をかなり徹底してやっています。また、異動後も、推進委員として活動してもいいということになっていまして、任期が終わったから役目は解放ということではなくて、やりたい人は自発的に続けることができる制度になっているところがあるらしいです。

何かのヒントになればいいかなと思います。

もう一つ、庁内の推進体制で、よく考えると抜けているかなと気づいたのは、一つ前の27頁「市町村への協力・支援」のところで、新しく書き足していただいた、「市町村がNPO活動の促進等に関する条例や基本方針等を策定する場合には、ノウハウや情報の提供など必要に応じた支援を行います。」となっています。実は私、岩沼市で協働の指針作りに関わっておりまして、2年ほど市民と職員のワークショップを行っているのですが、県の地域振興課の職員の方が3名ほど、いわゆるお手伝いに来ているんですね。市町村の担当課の方は、一人でものすごい仕事を抱えていて、間に合わないというのが正直なところで、実務的にも助けていただいているんですよ。そういうこと自体が、例えばこちらの課の方には、あまり情報が入らないんじゃないかと思うんですね。

その辺のところの、具体的な、これはNPOの促進だけではなく、協働の推進とか、地域づくりということはセットだと思うんです。別々の課の話ではなくて、そういうことが全庁的に実はできるんですよ。皆さんがそれぞれいい取り組みや、部分的にはそういう関わりをしていることが、庁内で共有されるかどうかということが、結構大きいことなのではないでしょうか。

そうすると、「こういうことならできるんだ」とか、市町村の方も「県庁の方でこういうことは手伝ってくれる可能性があるんだ」とか、そういうことがもう少し流通すると、活性化するとか、この施策がうまくいくとか、全庁的な取り組みにつながるというような気がします。

それをうまく入れられれば、研修とか個別の話の大前提として、情報の共有を進めますと。庁内のLANもあることで、もう少し情報をうまく活用していただけたらいいと思います。

○大久保委員

今の加藤さんのお話、地域振興課の話でしたけれども、30頁の「地方機関におけるNPO活動の促進」というところに、「地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所との連携」と書いてありますけれども、これは親が地域振興課な訳ですよ。ですので、私たちもこういったところで展開するときには、やはり地域振興課からの流れでいくんですね。

NPOとはイコールではないのかもしれませんが、地域の活動とNPOはかなり近い関係にあります。今、加藤さんがおっしゃったような、庁内での情報共有や情報交換、それから連携、そういったものが欠けているような気がするんですね。それが、結局は地方にいったときの事務所の支持のあり方の違いになって、そこで活動する我々にとっては二つの課をつなぐような役割を担いながら、地域の活動に進んでいくという現実があるんですね。

なので、縦割りと言われていても、同じようなことを対象としている地域振興課と共同参画推進課のNPO担当の部分というのは定期的な情報共有の場も必要になると思うし、そうして欲しいというところがあります。これが盛り込めないかということもあるんですけども、いかがでしょうか。

○山田会長

そうですね。今の話は県庁内の情報共有であるとか連携という辺りの話で、それは(3)では入りきらないんですよ。(3)のタイトルを変えるのか、それとももう一つ入れたほうがいいのかということですがどうでしょうか。お願いします。

○事務局

分かりづらかったと思いますが、実はこの(3)の最後の下線の部分になります、「パートナーシップの確立」の次、「また、」以降ですが「県庁内の関係各課との連絡や調整、協議を行う体制の整備など状況に応じて効果的な対応ができるように県庁内での理解の促進を図ります。」というような語句を入れさせていただきました。

これは今すぐお約束できるという話でもないことから、状況に応じながら、地域振興課との連携も含めいい方向にできるよう、これもまた意気込み的な形になりますが、新たに入れさせていただいております。よろしくご理解をお願いします。

○山田会長

そうですね。この2行で、先程から言われてきたことが表現されるような気がするんですが、タイトルはこのままでよろしいですか。この(3)連絡調整会議等と書いてあるから、その中に含めるんでし

ようけれど、表現を後段の2行も含めてタイトルにした方がいいのかどうかですね。

○大久保委員

現実に、これまで連絡調整会議というのは、ガイドラインに沿った会議、年度始めの一回で終わっていると思うんですけれども、それに対する県庁内の各課との連絡や調整という、そんな意味合いに取られてしまうこともあるので、そうではない、日常というか、何か事が起きてからではないというような、関係課との情報共有とかですね。会議が一年に一回しかない想定すると、別物の扱いが必要だと思うんですけれども。

○山田会長

あまりこまごま出してもなんですから、この(3)をむしろ庁内の関係というようなタイトルにして、その中で最後2行がもっと前に出るようにし、その一つとして、連絡調整会議やパートナーシップがあるというようなことであればいいですかね。書かれた県の方のお気持ちはもう少し引けていると思いますが。

今のようなことで、タイトルを変えていただくのと、主旨はむしろ情報交換、関係各課との交流ということを前面に出していただいて、その一部で会議のことも従来どおり書いていただくと。ただ、中には先程大久保さんが言われたような、認識を深めるといった部分も込めていただく、あるいは単語として入れれば入れていただく、そういう方向でまとめていただくということでもよろしいですか。

ではその線でよろしくお願いします。

他にはいかがですか。全体を通して。

○成田委員

一点質問がございます。今のお話の中に、先程議論がございました、NPOに関して情報縦断的を共有するということが、ここに入ってくる訳ではないんですね。それとは別に、その体制を前提として、具体的に連携をするような体制を構築されるという意味でしょうか。すみません少し混乱してました。

○事務局

話がつながってしまいました。情報の共有につきましては、まだ不足している部分もあるかと思えます。そのことをどこに入れるかについては、また構成が変わりそうな部分もありますので、検討を加えながらということになります。新たに情報の共有というのは入れたいと考えてございました。

○山田会長

では別でいいですか。さっきは一緒でもいいかなと思ったのですが。これはどうですか、皆さんの意見として。

要するに、横断的な連携を図るという中に情報の共有も入れたほうがいいのか、それとも別のほうがいいのか。一緒でもいいと思ったのですが。

○加藤副会長

おそらく、今までの議論が丁度よく象徴していると思うのですが、行政の立場で言うと、「今こういうことをやっていて、後ちょっと努力します」という書き方に全体のトーンが必ずなるんですよね。これはもう宿命だと思うんですよ。

我々が言っていることは、そうではなくて「本当はこういうことが必要なんです」という何か先あって、「今やっていることはこのぐらいなんです、後は何をしましょうか」という風に、話しが逆になると思うんですよ。そこが鍵かなと思っています。

情報の共有もそうなんですけど、つまりこれを行政の各部局の方が読んだときに、「ハイハイ庁内連絡調整会議、ハイハイいつものとおりですね」と。その後を読まないという、そういう流れになりやすいと思うんです。そうじゃなく、一番大事なことは、例えばそれぞれ取り組んでいることや、いろいろな情報をちゃんと共有することで、そのための手法の一つに過ぎない訳ですね、庁内調整連絡会議というものは。

その順番がうまく表現されていないために、いろいろ書くんだけど、具体的に何をやっていて、とい

うことだけになってしまっている。あくまで体制作りなんですけど、それをやるためにこれをやるという順番でうまく表現されるといいのかな。情報の共有なんかの方が上にきて、その下に具体的にいくつかのことが並ぶと。例えば市内のLANの活用など、そういうのが具体的にきた方が分かりやすい話になる気がいたします。

○山田会長

今まとめていただいたんですが、(3)については、表現は考えていただくとしても、各課横断連携の促進という形にして、その中に情報の共有であるとか、連携であるとか、今の会議の持ち方であるとか、そういう書き方をさせていただくということによろしいですか。

では、ここの(3)はそういう書き方をさせていただくということをお願いします。

他はいかがでしょうか。

○加藤副会長

(4)の地方機関の活動促進のところでも、「みやぎNPOプラザが実施する地域連携事業や各種講座の開催にあたっては…」と限定されていますが、もちろんそれは必要だと思うんですけども、それ以外にも地方の事務所がしなければならないことがあるのではないのでしょうか。これは当然、大久保さんのところで、要求して書かれるべきだと思いますが、しかし、これだとそれだけになってしまうような気がして、かえって幅が狭くなるのではないのでしょうか。

○大久保委員

はい、そのとおりだと思います。多くの仙台市外のNPOからは、私達は市の他にどこにいけばいいんだという問い合わせが非常に多い訳ですね。NPO担当の出先機関がない訳ですよ。地方振興事務所が、それを担ってくればいいのですけれども、事務所の担当と思われる部署は、上が地域振興課になりますので、そここのところの理解は+αとってくれる人もいれば、+αに思っていない方もいるということで、戸惑ってしまうんですね。ここに、もう少し+αの部分も付け加えた方がいいのではないかなと思いますけど。

○山田会長

はい。そうすると、タイトルはこれでいいですよ。書き方として、みやぎNPOプラザから始まるのではなくて、地方振興事務所のNPO促進に関わる役割を書いて、プラザがどうということも付け加えていく様な書き方にするというのでいいですか。

ちょっとここは文言を作らなければいけないので、若干御検討いただかなければいけないと思いますが、よろしいですか。他はいかがでしょうか。

○遠藤委員

前に戻りますが、「市民社会」とか「市民」の定義の部分ですけれども、市民社会論というのは学説的にもいろいろ割れたことがある分野なので、この文書の中で定義付けしなければいけないのかということです。「市民」や「市民社会」について、他の行政の文書でも定義されたことがあるかということと、今回この定義で分かりにくい部分もあるのではないかということです。それと「市民が自ら主体的に社会をつくり出していく社会」という定義をすると、市民社会というのと、別の社会があって、色分けされてしまうというか、ラベリングみたいになってしまって、市民は一般の人と違うんですよ、みたいな表現に取られなくはないかな、という危惧があるんですけど、どうでしょうか。

○山田会長

これは御検討いただいた事務局と加藤さんの方から少しご説明を。

○加藤副会長

はい。そういう議論が前もありまして、実はこの「自ら云々」のところは、思いが込められすぎていて、論争になるところなんですよね。なので、「市民社会」という用語は、基本的には行政セクターや企業セクターを除いた、個々の市民とそれから市民がつくり出す社会集団の集合体というだけにしてしま

った方がいいのではないかとも思うんですが、日本のNPOの運動体の中で言われてきた「市民社会」という言葉は、今我々が住んでいる社会の中の市民セクター部分全体が「市民社会」なので、今そうだよと言われると運動論にならないので、主体的に動く人が増える社会、みたいな言い方をしてしまうという微妙な、学問上も微妙な話ですよこれは。なので、これを今おっしゃったように、後ろの「主体的に…」という部分を入れるか入れないか、というのは、皆さんで決めていただけたらと思っていますところですよ。

○山田会長

当初からずっと議論になっていたところですが、いかがでしょうか。※2の特に最後のところですね。どうでしょう。いろいろ苦闘した結果、ここまでたどり着いたというところで。

よろしいですか。若干引っかかるころもあろうかと思いますが、市民の主体性を表現したいという気持ちの委員もいらっしゃいますので、この線で行かせていただくということをお願いします。

他にはありませんか。

○成田委員

30頁の、先程、市民社会の前に御議論いただいた(5)の3行の文言、「分析・検証するとともに、その情報を公表し周知を図るなど、NPOとの協働と今後の施策の推進のために活用します。」というのは、これは分析の検証を活用するという理解でよろしいのでしょうか。

○山田会長

これは分析して検証するということですか。はい、どうぞ。

○事務局

私の書き方がよくなかった可能性が高いのですが、定期的に意識調査等を行っておりまして、その調査を、分析もして、検証もして、その結果の情報を公表して周知を図っていきたい、という風に前向きにしたいと思って入れてみたのですが、分かりづらくなったのであれば、もしよろしければ表現を教えてくださいと助かります。

○成田委員

これはよく県庁でいうPDCAサイクルを回す、つまりここでも検証をして、それを次の施策に活かしていきましょうという意味合いということでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

○山田会長

そうすると、分析、検証、両方並んでいていいですか。「・」でつないでいますが、この表現の仕方ですね。

そうすると、把握して分析の結果は公表するんだけど、検証した結果は、施策に反映させますと。正確にいうとそういうことですね。ということを少し整理していただくことでよろしいですか。

○大久保委員

これは私の理解の違いなのか、確認をしたいのですが、14頁の(5)のところで、中間支援組織というのが「NPOを支援するNPOとされ…」と表現されています。最近、地域自治とか、自治活動の中で展開されている、自治組織に対して行政が何かサポートする中間支援組織、と使うことも結構増えているんですね。そこでいう中間支援組織の意味は「NPOを支援するNPO」というようには捉えられないような使い方をしています。なので、ここで中間支援組織といった場合には、この基本計画でいう中間支援組織は「NPOを支援するNPO」と捉えている訳ですから、その辺の違いがどうなのか確認しておきたいと思います。

○山田会長

そうですね。ちょっと工夫した方がいいですね。

NPOを支援するNPOである中間支援組織は…というように、ちょっと並びを変えてということでは

すね。確かに、私ども最近「地域コミュニティを支援するための中間支援組織」という言葉も使っていますので、ここは並べ方で誤解のないようにしたいと思います。

○石井山委員

おおよそは今まで出された意見を反映させた形で、この文案は、僕はいいのではないかと考えていますが、ただ今後の施策をつくっていく時には、例えば領域によってNPOは課題の出方が違うとか、個別の課題が様々出てきているとか、そういうピンポイントを狙ったような事業を作っていくことも大事かと思っています。

印象的だったのは、事務局から最初に提示していただいた調査の個別意見の中で、福祉関係のNPOの方々からの意見だったと思いますが、例えば中間支援のNPOよりも、固有の行政領域、福祉の領域ともっときちんと繋がっていきたい。必ずしも中間支援NPOを核としない、領域に応じたネットワークが作られないといけないということが、課題として出てきたような気がします。例えば、環境なら環境、福祉なら福祉とか、領域に応じた行政とのパートナーシップを作っていくというような個別計画というのも必要ではないかと考えています。

それから課題という意味では、この間、指定管理者制度というのが動いてきていて、指定管理の中での行政とのパートナーシップについて、キチンと検討しあうテーブルを作っていくことが、今後の大事な課題とも思います。指定管理者制度に乗っかるという場合も、民間事業者が乗っかる場合と、既存の出資財団などが装いを変えていかなければいけない課題というのが、また別個に出てきている。そういうような、課題に応じた対応点を、今後この計画の延長に作っていくことが求められるのかなと思っています。

全体を束ねたところでの基本方針としては、僕は非常にこの間の議論を反映していただき、まとまったいいものを作っていると思うんですが、今後これを元に、もう少し領域別とか、課題別というような、そういう計画や事業を用意していくことが大事かと思うものですから、その確認の意味での今の発言です。

場合によっては、こういう形で計画が作られると、この計画書に縛られて今後の事業が限定されていく恐れも、もしかしたらあるかと思っていますので、今お話したような発展の余地が、何らかの形で描かれるといいかと思っています。可能性があるとするれば、第5章でいうと、2の(5)が先程議論になった訳ですが、例えば実態の把握と課題解決とか、そういう形で少し延長して書いていただいて、今お話したような、今後事業を作り出していく可能性を、キチンと計画の中で担保していくということも大事なのではないかと思います。

○山田会長

ありがとうございました。今のお話、大事なことだと思っていますので、どこかで表現したいと思いますが、どうでしょうか。御提案だと、29頁2の(5)ですが、ここでもなさそうですね。

どちらかというと後書き的な言葉で、最後に、運用の仕方とか、今後の発展性、展開、柔軟に対応していきますというのは、どこかに書く所ないですかね。

○事務局

一つの提案ですけれども、今の4の「基本計画の見直し」の後に、さらにいろいろ見直しながら事業を円滑に進めたいというところもございませう。後書き的な所というところ、ここになっておりますが、ただ、基本計画の見直しというタイトルでいいかとなると、さらに加えるのであれば、難しいのではないかと思います。

○山田会長

そうですね、この施策の中でも、柔軟に必要なものは展開していくという話だから、この4の見直しというタイトルを少し変えますか。柔軟な対応の話が先にあって、後で見直しますというように。

この4のタイトルを変えて、石井山委員が言ったことを付け加えていく。そういうことでどうでしょう。よろしいですか。

○大久保委員

今から言うと怒られそうな提案をするんですが、16頁の第3章で「基本計画の見直しの必要性と基本理念」となっていますが、「基本計画の見直しの必要性」はここで出てきていて、その後の4に「この計画における基本理念」が入ってきています。この基本計画の基本理念は、この必要性を元に新しく作られるということになると、「基本理念、基本方針」と章を別にしていくことで、すごく分かりやすくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

要するに、基本計画として出されているスタートが、今までの背景を分析しながら見直す必要があるというところまで来て、新しい基本計画はこうだ、というのが途中から始まっている気がするんですね。第3章の「基本理念」というところから。

なので、新しい基本計画というのは、この「基本理念」から始まった方がいいのではないかと思います。第4章がその新しい「基本計画」のところに繋がると思うので、ここを後ろに持っていくのはおかしいでしょうか。提案です。

○山田会長

後ろにというか、第3章を分けましょうということですか。あまり細切れにするのも嫌なので、むしろ第3章のタイトルを変えるべきですね。

○大久保委員

第3章は必要性で止めて、新たな「基本理念」というものが第4章に繋がると思うので、第4章は「基本理念」も含めた「基本方針」ではいかがでしょうかという提案です。

○山田会長

必要性で一章…。ここは必要性と基本理念と基本方針が述べられるという章でいいと思うんですけどね。

○大久保委員

そうでなければ、第4章のところに、「基本理念」が入った方がいいと思います。

「基本方針」から入っていますよね。1の「NPO活動の促進」というところ。「基本理念」というのが、第3章の4番目のところにしか出てこないんですね。「基本理念」に基づいて「基本方針」が出てくるということになるので、第4章にも「基本理念」を入れ込むというのはいかがでしょう。

第3章で流れの筋立てが出てきて説明されている訳ですけど、この「基本方針」の具体的なところにも「基本理念」を入れ込んだらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○山田会長

そうすると、第4章が、「基本理念と施策・事業」となるんですか。そこら辺が煩雑なのでこのように整理したと思いますが。

○大久保委員

第3章で大雑把に書かれたところを、第4章で具体的にしているんですね。

「基本理念」が出てくるのは、ここだけになるんですね。

第3章の最後にでてくる「基本理念」が、ここだけで終わってしまうというのが、第4章に繋がる大きなところなのではないのでしょうか。

○若山委員

私は初めてこれを読んだので、その感想を言わせてください。多分皆さんは、ずっと推敲してらしていろいろ思いがとおりでしょうけれども、私としては初めて読んで、必要性があって、こういう基本理念があって、次に具体的にこういう方針でいくと、とても分かりやすいように思えました。

○加藤副会長

今、若山さんがおっしゃったような流れで、基本的には第3章が理念と方針を導きだすための理論。だからそこで明示してあると。そして第4章は、施策と事業の実施のところでそれに基づいてなので、

この第4章の頭、23頁の一番上のところに、「第3章で示した基本方針と施策の柱に基づき」と書いてあるんですけど、ここを「第3章で示した基本理念及び基本方針と施策の柱に基づき」と、ここに理念を単語ですけど入れて、話が繋がるよとしておくと、後は同じことを2度掲載するのは全体の構成上おかしいので、その流れで分かりやすくなるのではないかと思います。

○山田会長

はい。ということで同じことを2回書くと煩雑になって分かりにくくなりますし、流れをということでここまで修正してきましたので、若山委員と加藤委員の言われたように、この第4章の頭のところで「基本理念」という言葉だけを入れるということをお願いしたいと思います。よろしいですか。

時間もきてしまいましたので、最後ですので充分御意見をいただきたいと思いますが、他はよろしいですか。

○佐藤委員

話が戻って恐縮ですけれども、先程石井山さんがおっしゃったことについてですが、4の「基本計画の見直し」のところに盛り込んでいくよりも、その前の2の(5)の「関連施策の実態の把握と推進」のところをもう少し踏み込んで、具体的な個別の課題にも対応していくということで、ここを膨らましてはいかがでしょうか。

○山田会長

はい。こちらに持ってきた方が、ある意味では具体的にはなりますね。最後の見直しのところだと、なんとなく先送りのような。

今、そういう御提案が出て、先程の今後の展開とか施策の柔軟性等に関わる場所は、30頁の(5)の中で一緒に述べた方がいいのではないかと御提案がありましたけど、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、先程一番下の4「基本計画の見直し」の中で一緒にと申し上げたのですが、そこはこのままとして、上の(5)の中で今のお話を付け加えていただくということをお願いしたいと思います。

よろしいですか。時間も来ましたので、まとめさせていただきます。抜けているところもあるかもしれませんが、確認です。

資料7の方で確認していきたいと思います。中身まで申し上げますが、まず5ページの真ん中上の、情報公開を行っているというこの表現を少し整理していただくというのが一点目。

それから12頁の(1)(2)を整理してつなげていただく。

それから国際性的の話は13頁の(4)のところで表現していただく。

それから14頁の(5)の「NPOを支援するNPO」のところで、「中間支援組織は…」と始まっていますが、多様な中間支援組織があるので、この表現を少し変えていただくというところ。

それから18頁の基本理念「との」を「が」に直していただく。

23頁の「場の提供」の「場」を「活動拠点」に。

24頁の「広域的促進機能」の中の「著名な教授陣」という表現を変えていただく。

それから29頁一番下の(3)の「連絡調整会議等」、タイトルも含めてここは関係各課の連携というようなことで、情報の共有も含めて書いていただく。

それから(4)の「みやぎNPOプラザが…」というのは、「プラザ等が…」ということで少し変えていただく。

それから先程出ました、石井山委員の施策の展開等に関しては(5)の「NPO関連施策の実態の把握と推進」というところで書いていただく。

というところでしたが、以上でよろしいですか。これにつきましては、冒頭で言いましたように、事務局に手を入れていただいて、後は委員長、副委員長にお任せいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。そのような扱いにさせていただきたいと思います。

少し時間をオーバーしますが、それでは、この促進計画の見直しについては、以上のようにさせていただきます。それからこの資料の9ですが、このパブリックコメント等のための概要ですけど、これは説明をいただいたほうがよろしいですか。

○事務局

今回、新たにお示ししておるところでございます。一応、A3の4頁でという構成で、無理やり詰めてしまっているところがありまして、ちょっと字が小さいかという反省はございますが、字を小さくするか、中身を減らすかというところの悩ましさがございまして、現在このようなところで収まってございます。もし、何かお気づきの点がございましたら、この会議以降でも結構です。一週間くらいの間にでも、御意見をいただくと助かります。よろしく申し上げます。

○山田会長

はい。内容につきましては、本文のほうに若干手が入りますので、その点の見直しもあるかもしれませんが、それも含めて、この概要の表現の仕方、まとめ方等々について、一週間程度で御意見をいただきたいと思っております。今、お気づきの点がございましたら、お出しいただければと思っておりますが。

それでは、一週間程度でこれについても御意見をいただければということですが。

時間を過ぎて大変恐縮ですが、協議事項については以上とさせていただきます、(2)の報告事項、特定非営利活動法人の設立認証の取り消しについて、事務局の方から御説明願います

○事務局

早口でお話させていただきます。資料の10をご覧ください。

特定非営利活動法人の「SBG事業推進機構」と「ふれあい」の二つの法人につきまして、昨年12月と今年の1月にそれぞれ法人の設立認証の取り消しを行いましたので報告いたします。

両方の法人ともに、平成17年度から平成20年度までの4年間、再三督促等を行ったにもかかわらず、事業報告書等を提出しておらず、かつ、実際には休眠状態であったことから、昨年10月に取り消しに関する聴聞という手続きを行ってございます。しかし、その聴聞にも、両法人どなたもいらっしやらなかったということ、また何の書類提出もございませんでしたので、特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、取り消し処分を行ったものです。現在、解散登記の依頼をしている状況であることを報告いたします。以上です。

○山田会長

ありがとうございます。今の御報告について、御質問、あるいは御意見がありましたらいただきたいと思っております。

それでは、これにつきましては、了解したということで終わらせていただきたいと思っております。

他に何か委員の皆様からなければ、本日の協議はこれで終わらせていただきたいと思っております。

よろしいですか。

はい。この促進計画の見直しについては、大変長時間、熱心な御議論をいただきまして、大変質の高いものになったかと思っております。どうもありがとうございます。それでは、議事をこれで終わらせていただきます。

○司会

ありがとうございます。7番、その他といたしまして、事務局から連絡事項がございます。

○事務局

お時間押しているところすいません。三点でございます。

一点目が、今年度の促進委員会としましては、本日が最後となりました。

次回は、年度があけて4月と5月に予定しております。それぞれ、平成22年度第1回と第2回の委員会ということになります。内容としては、主にこの基本計画に関する御審議をいただくことになる予定です。

その4月と5月の促進委員会の日程につきまして、調整させていただきたいと思っております。本日の資料の最後に、1枚もので添付させていただきました。御回答をファクシミリかメールで、来月2月の3日頃までをお願いしたいと思います。よろしく御協力願います。なお、皆様に、本日、メールでもこの回答用紙を送信する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

次に2点目でございます。報酬についてですが、本日の御出席に係る報酬等につきましては、本日お

配りしております明細書のとおり、御提出いただきました振込依頼書に記載の口座の方へ、後日振り込ませていただきますので御承知願います。

3つめでございます。私の仕事の進め方の要領が悪いこともありまして、議事録の公表が止まってしまっております。昔の記憶をたどっていただきながらとういことになってしまい、大変申し訳ありませんが、近日、内容を確認していただくための文書を送付いたしますので、よろしく御協力お願いします。申し訳ありません。以上です。

○司会

それでは、以上を持ちまして、平成21年度第6回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。